

傍聴要領

千葉県社会福祉審議会

1 傍聴手続

会議の傍聴を御希望される方は、会議開始予定時刻までに Zoom 会議に入室してください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 不必要な飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に事務局の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 Zoom の操作

- (1) 委員等と区別するため、会議参加時に表示名を「傍聴者」としてください。
(氏名や所属を表示する必要はありません)。
- (2) 報道機関の方は、表示名を「(傍聴)報道機関名」としてください。
(例)「(傍聴) 新聞」
- (3) 会議中はマイク及びカメラをオフにし、チャットやリアクション等の機能も使用しないでください。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。